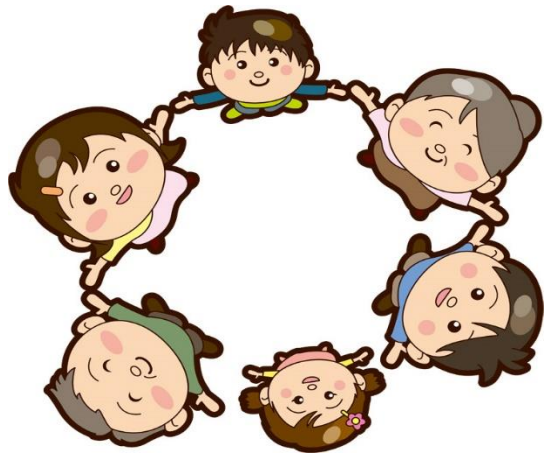




市民活動応援制度

市民活動応援制度は、「市民力・地域力が輝くまちづくり」を進めるための市民参加型の制度です。みんなで、亀山市のまちづくりにがんばっている市民活動団体を、「応援券」で応援しましょう!!

「応援券」とは…

発行主体は亀山市で、登録団体を応援するために市内のみで利用できる「券」のことです。発行する券は、1種類で、100えがおカードのみです。市民は、応援券をお金（応援金）に換えることはできません。

この制度は、健康、福祉、環境、教育、文化、スポーツ、防災、子育て、コミュニケーションなど、さまざまな分野で社会貢献的な活動をしている市民活動団体を、市民の皆さんが応援券を活用して応援する制度です。

市に登録した市民活動団体（登録団体）は、取得した応援券の枚数に応じて「応援交付金」が市から交付され、今後の活動資金を得ることができます。

市民の皆さんは、応援券をお金（応援交付金）に換えることはできませんが、普段の生活の中で、市民同士のちょっとした親切や心遣いに対するお礼の気持ちとして使用したり、あげたり、もらったりすることもできます。

また、市に登録した市民活動団体（登録団体）へ事業又はサービスを提供してもらったお礼として使用したり寄附することもできます。

市民活動応援制度のしくみ

② 地域まちづくり協議会から市民に、「応援券」を配付します

地域まちづくり協議会は、市民に配付できる事業を、必ず、1事業（従来の事業でも可）以上実施し、参加した市民に、「応援券」を配付します。市民に配付する事業は、地域まちづくり協議会が決定します。

① 市が地域まちづくり協議会に、「応援券」を交付（発行）します

地域まちづくり協議会は、市へ「応援券」の交付申請書を提出します。市は提出された交付申請により「応援券」を交付（発行）します。

③ 地域まちづくり協議会が登録団体に、事業またはサービスを依頼します

地域まちづくり協議会は、登録団体（市に団体登録申請が必要）に催しもの等の事業又はサービスを依頼する場合、事業又はサービスを提供してもらったお礼として「応援券」が使用できます。

⑧ 市が登録団体に応援交付金を交付します

登録団体から市へ提出された応援交付金の交付申請により、市が登録団体に応援交付金を交付します。

④ 市民同士で、お礼などに使用できます

市民が手にした「応援券」は、普段の生活の中で、市民同士のちょっとした親切や心遣いに対するお礼の気持ちとして使用したり、あげたり、もらったりすることもできます。（詳しくは、P50をご覧ください。）

⑤ 市民から市民活動団体（登録団体）へ、お礼や寄附として使用できます

市民が手にした「応援券」は、登録団体に事業又はサービスを提供してもらったお礼として使用することができます。また、登録団体へ寄附することもできます。
寄附方法1. 直接、登録団体へ寄附する
寄附方法2. 寄附ボックス（常設場所：市民協働センター「みらい」）や寄附ボードに投函する

⑥ 市民活動団体同士で、お礼や寄附として使用できます

登録団体が「応援券」を取得できる方法

- ・地域まちづくり協議会へ事業又はサービスを提供する
- ・市民に直接、事業又はサービスを提供する
- ・市民から寄附してもらう
- ・登録団体から寄附やお礼として受け取る

⑦ 登録団体は、取得した「応援券」で応援交付金の交付申請をします

登録団体は、100 えがおカードを100円の交付金として交付申請します。（交付額：上限30万円）